

決済高度化に向けた 全銀協の取組状況について

平成29年1月11日

田村 直樹

全国銀行協会 企画委員長

(株式会社三井住友銀行 常務執行役員)

〈目次〉

決済高度化に向けた取組状況	2
----------------------	----------

(別添資料)

[参考1]:「金融・ITネットワークシステム」の構築について	9
[参考2]:「非居住者円口座に係る円送金の効率性向上」の検討状況	11
[参考3]:「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会」の設置	12
[参考4]:「オープンAPIのあり方に関する検討会」の設置	13
[参考5]:「全銀ネット有識者会議」の運営見直し	15
[参考6]:「CMS高度化」に向けた取組み状況について	19

1. 決済高度化に向けた取組状況

I. 決済インフラ改革(「5つの改革」)

1 XML電文への移行

報告書の提言

- 平成30年(2018年)頃を目途に、全銀システムの加盟金融機関が参加する新しいシステムを構築し、サービスを開始。
- 平成32年(2020年)を目途に、企業間の国内送金指図について、現行の固定長電文を廃止し、XML電文に移行。

取組状況・今後の計画

- 平成28年12月、全銀協で新しいシステムの構築を決定。 今後も金融界と産業界が関係当局とも連携し、中小企業等も含めた財務・決済プロセスの高度化が図られるよう取り組む。
 - 平成28年7月、「XML電文への移行に関する検討会(XML検討会)」(※1)を開催、XML電文移行の周知資料を取りまとめ。
 - 平成28年8月、経済産業省・中小企業庁において、金融EDIの標準化に向けた検討をスタートし、また中小企業の決済事務等の実態把握のためのアンケートを実施。
 - 平成28年10月、「XML検討会」においてシステム仕様やEDIフォーマットの標準化に向けた取組み等を協議。

(※1)メンバーは金融界、産業界、システム関連事業者、金融庁等 (事務局:全銀協)

2 送金フォーマット項目の国際標準化

報告書の提言

- 平成28年度(2016年度)中を目途に、国内の決済インフラにおけるアルファベット表記の口座名義やBIC・IBAN(※2)の採用など、利用者が送金先や金額によらず単一の手続き・システムで全ての決済を行うことを想定した場合の論点整理を実施。

(※2) BIC: Business Identifier Code、IBAN: International Bank Account Number

取組状況・今後の計画

- 現在、本年度内を目途とした報告書の取りまとめに向け、全銀協で論点整理を実施中。

I. 決済インフラ改革(「5つの改革」)

〈続き〉

3 国際送金における「ロー・バリュー送金」の提供

報告書の提言

- 国際送金における「ロー・バリュー送金」を、相手国接続先との合意等を前提に平成30年(2018年)を目途に提供。
- その際、具体的な接続方法等について検討を行い、銀行界が他業態を含めた預金取扱金融機関に提示。

取組状況・今後の計画

- スキーム案の具体的な検討を進め、平成28年10月、他業態を含めた預金取扱金融機関を対象に説明会を開催。
- 平成28年12月、参加意向を有する金融機関等で構成される「ロー・バリュー送金検討会」を設置し、事務面を含めた詳細検討を開始。

4 大口送金の利便性向上

報告書の提言

- 金額の規模によらないシームレスな環境の提供に向けて、全銀システムにおける送金可能桁数の拡大、または日銀ネットでの振替の活用を検討。

取組状況・今後の計画

- 平成28年3月、全銀協として日銀ネット振替を活用して対応する方針を決定済み。(前回ご説明)
- 平成28年7月～12月、日銀ネットでのより円滑な振替を可能とする観点から、銀行間での事務手順などの課題にかかるアンケートを実施した上で、対応を実施。

5 非居住者口座に係る円送金の効率性向上

報告書の提言

- 国内金融機関が、例えば預金口座の開設時に外為法上禁止される取引を行わないことの確認の徹底などにより、外為法上の確認義務を引き続き確実に履行できるよう実務的検討を行った上で、これを踏まえつつ、早ければ平成28年度(2016年度)中に、非居住者関連の円送金の全銀システムでの取扱い開始。

取組状況・今後の計画

- 非居住者口座への送金は銀行により、資金返却等の非効率な取扱いがあることから、関係当局と協議の上、全銀システムでの円滑な取扱いに向けた対応を検討中。
- 左記の新たな外為法上の確認義務の履行対応案は課題があることを確認。
- 関係当局と連携し、本年度内を目途として問題解決に向けた課題・方策を整理。

Ⅱ. 金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み

6 携帯電話番号を利用した送金サービスの検討

報告書の提言

- 複数の金融機関が参加する、携帯電話番号を利用した送金サービスの提供を検討。

取組状況・今後の計画

- 平成28年7月、各銀行に対し、本サービスへの関心等に関するアンケート調査を実施。
- 平成28年11月、ニーズ規模や採算等を検証するための市場調査(消費者アンケート調査)を実施。

7 ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討

報告書の提言

- ブロックチェーン技術を含む新たな金融技術の活用可能性と課題について、金融行政当局等と連携して、検討(平成28年度(2016年度)中を目途に報告をとりまとめ)。

取組状況・今後の計画

- 平成28年7月、各銀行における取組状況や活用上の課題等に関するアンケート調査を実施し、論点を洗い出し。
- 平成28年12月、銀行界、FinTech事業者、IT事業者、金融行政当局等をメンバーとする「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会」を設置(事務局:全銀協)。
- 本年度中を目途に、報告を取りまとめ予定。

8 オープンAPIのあり方に関する検討

報告書の提言

- 金融機関・IT関係企業・金融行政当局等の参加を得て、セキュリティ等の観点から、オープンAPIのあり方を検討するための作業部会等を設置(平成28年度(2016年度)中を目途に報告をとりまとめ)。

取組状況・今後の計画

- 平成28年7月、各銀行における取組状況や活用上の課題等に関するアンケート調査を実施し、論点を洗い出し。
- 平成28年10月、銀行界、FinTech事業者、IT事業者、金融行政当局等をメンバーとする「オープンAPIのあり方に関する検討会」を設置(事務局:全銀協)。
- 今後、報告を取りまとめ予定。
(セキュリティ原則、利用者保護原則は先行して議論)

Ⅲ. その他

9 全銀ネット有識者会議の運営見直し（※一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークにおける検討事項）

報告書の提言

- 継続的な決済イノベーションのための銀行界における体制整備として、「全銀ネット有識者会議」の改組等を実施。

取組状況・今後の計画

- 平成28年7月、銀行界において継続的な取組みが定着するよう、全銀ネット有識者会議の運営方法の見直しを実施。
- 平成28年8月以降、有識者ヒアリング・ディスカッションを継続中。

10 電子記録債権を巡る課題への対応（※株式会社 全銀電子債権ネットワーク及び個別金融機関における検討事項）

報告書の提言

- 電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させることができるよう、所要の制度整備を行った上で、電子債権記録機関をはじめとする関係者間で早急に協議。

取組状況・今後の計画

- 平成28年度中を目途としていたでんさいネットにおける電子記録債権移動スキームの策定スケジュールを前倒し、スキーム案を策定済み。
- 本スキーム案をベースとし、でんさいネットの参加金融機関への意向確認を経て、本年度中を目途にでんさいネット及び各行記録機関において最終方針を決定する予定。

11 CMS高度化に向けた取組み（※主要行を中心とした取組事項）

報告書の提言

- CMSの経営戦略上の位置付け、目標水準、取組みを明確にし、高度化に向けた取組みが進められることが重要。

取組状況・今後の計画

- 個別行において、企業ニーズを踏まえ、引き続き、積極的に取り組んでいく。

Ⅲ. その他

〈続き〉

12 外為報告の合理化（※関係当局を中心とした検討事項）

報告書の提言

- EB・FBによる銀行へのデータ送信を法令上の報告手続として位置づける等の対応について検討。電子報告制度の周知の充実も重要。
- ネットिंगの趣旨から行われる資金移動の報告の取扱いの合理化について検討。報告方法の周知の充実も重要。

取組状況・今後の計画

- 制度面は関係当局において協議・検討。
- 全銀協としても、EB・FBによる銀行へのデータ送信項目と法令上の報告項目との差異などを分析するなど実務面から検討に参画。

13 情報セキュリティ（※公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)を中心とした検討事項）

報告書の提言

- 決済システムの安定性や情報セキュリティの確保という課題についても適切な対応がとられていくよう、留意していくことが重要。

取組状況・今後の計画

- 平成28年10月、金融情報システムセンター(FISC)において、「FinTechに関する有識者検討会」が設置。銀行界としても議論に参画。

別添資料

参考1-1:「金融・ITネットワークシステム」の構築について

全銀協ホームページで公表 (<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/7198/>)

各位

平成 28 年 12 月 15 日

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

決済インフラの抜本的機能強化への取組みについて

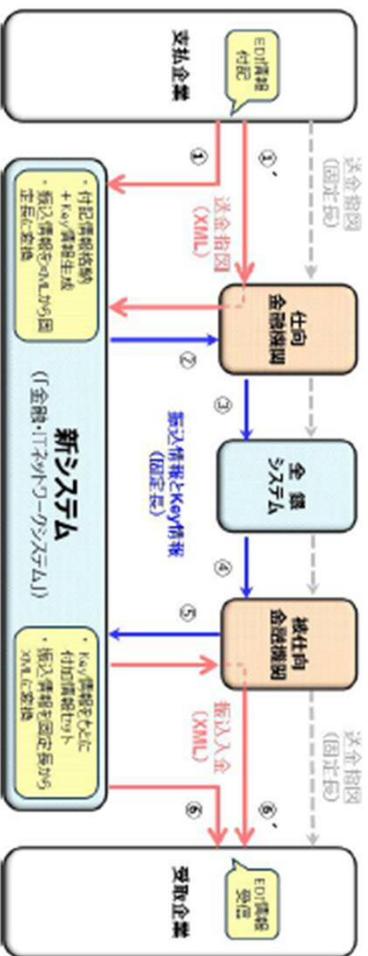
一般社団法人全国銀行協会（会長：國部 毅 三井住友銀行頭取）と一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（理事長：高木 伸）は、本日開催の各理事会において、決済インフラの抜本的機能強化への取組みとして、わが国における企業間送金に係る電文を金融取引における国際標準である XML 電文¹に移行し、国内送金電文に高流情報の添付を可能とした金融 EDI²実現に向けた取組みを進めるため、下記のとおり「金融・IT ネットワークシステム」の構築を決定いたしました。

記

1. 決済インフラの抜本的機能強化への取組み

- (1) XML 電文に対応したプラットフォームの提供
わが国における企業間送金に係る電文をより早く XML 電文に移行し、金融 EDI の実現に向けた取組みを進めていくため、「金融・IT ネットワークシステム」(以下「新システム」という。)をプラットフォームとして新たに構築する。

【金融・IT ネットワークシステム (新システム) のイメージ図】



- ①②③④⑤は、個別金融機関が任意で自行システムを改修し、企業から直接（新システムを介さずに）XML 電文を受け付ける場合、新システムはプラットフォームであるため、即サービスの申込対応等は、各金融機関で実施。

¹ Extensible Markup Language。電文の長さなどを柔軟に設計・変更することが可能な電文方式
² Electronic Data Interchange。金融 EDI の活用により企業間の売掛金消込等の効率化が期待される

参考1-2:「金融・ITネットワークシステム」の構築について

(2) 新システム構築の目的

新システムは、企業からの XML 電文による国内送金指図を受け付けるとともに、企業間送金電文に商流情報の添付を可能にし、充掛金等の自動消込等による企業の決済事務の効率化、生産性の向上を目指し、金融機関にとっては新たな決済サービスの提供、イノベーションの推進を図ることを目的とする。

(3) サービス提供開始時期

平成 27 年 12 月公表の金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキンググループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」や「日本再興戦略 2016—第四次産業革命に向けて—」も踏まえて、サービス提供は可能な限り早期に実現することが必要であるという認識のもと、平成 30 年中の提供開始を目指す³。ただし、銀行界が提供するインフラとして求められる安全性・信頼性にも十分配慮していく。

新システムの稼働段階では各金融機関の参加は任意であるが、利用者にとっては、広範な金融機関において XML 電文により拡張された金融 EDI が利用できることにより利便性が高まるため、各金融機関の早期参加が促されるよう取組みを進めていく。

2. 今後の対応

(1) 新システムの運営主体とプロジェクトの推進

新システムの運営主体は全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）とし、事務局内にプロジェクトを立ち上げ、具体的な検討を進める。併せて、全銀ネットに設置している「XML 新システム検討部会」において、プロジェクトの進捗管理を行う。

(2) 金融 EDI の利用促進に向けた取組み

銀行界としての金融 EDI 利用促進に向けた取組みは、全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が関係省庁や産業界と協働して進める。

全銀協が事務局となる「XML 電文への移行に関する検討会」においては産業界・経済産業省中小企業庁等とも連携し、新システムへの稼働に向けた周知活動に取り組むほか、経済産業省中小企業庁の委託事業として行われる中小企業向け受発注共通システムの実証実験⁴なども連携し、わが国の商取引情報および決済情報のシームレスな連携が実現する IT 社会の基盤として新システムが定着するよう官民を挙げた推進に取り組んでいく。その際、企業における財務・決済プロセスの高度化・IT 化が図られるよう、銀行界と産業界が連携して取組みを進めていく。

以 上

³ 金融審議会や日本再興戦略においては、平成 32 年（2020 年）までに企業間の国内送金指図を XML 電文に移行するとの提言がなされている。
⁴ 「地域未来投資促進事業」（平成 28 年度第 2 次補正予算）経営力向上 IT 基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）において実施。

参考2:「非居住者円口座に係る円送金の効率性向上」の検討状況

非居住者に対する全銀システムでの取扱い

- 非居住者円口座に対する国内送金は現在でも全銀システムで取扱いを実施中。
- 但し、振込依頼人が居住者で受取人が非居住者の場合、外為法上の確認の観点から資金返却まで行う事例あり。
- この場合、再振込等、煩雑な手続きとなり、円滑な資金決済の妨げともなる懸念があることから、外為法上の確認を行えば資金返却までは必要としない取扱い等¹を関係当局と協議の上、改善に向けた対応を検討中。

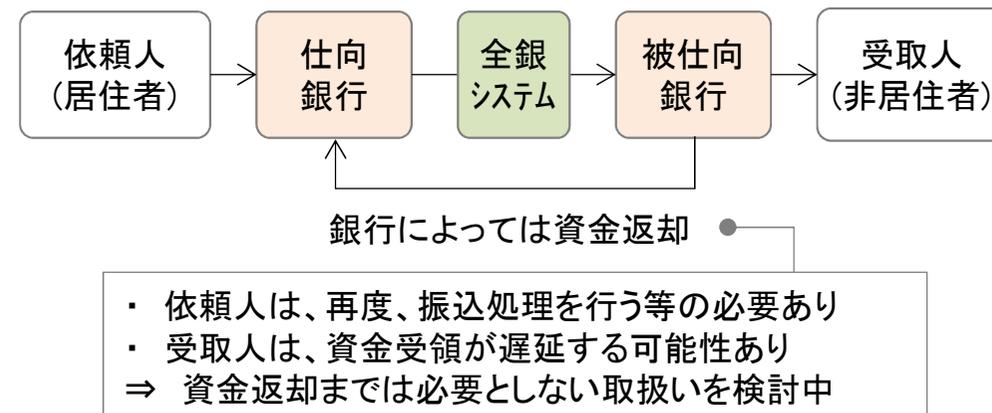
外為法上の確認義務の履行にかかる実務的な検討

- 外為法17条において顧客の送金にかかる外為法上の確認義務が定められており、その主体は「銀行等」。
- 確認内容は資産凍結対象者等に関する規制に加え、送金用途等も含む。
- 全銀協において対応案(右記)にかかる検討を行い、関係当局とも協議をしたが、この案については「外為法上の確認は送金の取引毎」であることから課題がある。

※ 関係当局と連携し、本年度内を目途として問題解決に向けた課題・方策を整理

¹ 資産凍結対象者等の場合はこの限りではない。

【全銀システムによる非居住者関連の円送金の取扱い】



【実務的な検討内容】

具体的な外為法上の確認方法(案)

- 預金口座開設時に、あらかじめ資産凍結対象者等、外為法上禁止される取引を行わないことを包括宣誓
- 制裁対象者リストが更新される都度、迅速・確実に照合作業を実施する体制整備などを実施

参考3:「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会」の設置

平成28年12月1日公表

目的

- ブロックチェーン技術は、現段階では未成熟な技術であるものの、将来的に、銀行業務・システムのあり方を大きく変え得る技術として注目されている。邦銀でも、個別行ベースで実証実験など、様々な取組みが行われているところ。
- 一方で、実際の業務への活用に向けては、技術面、ビジネス面、法制度面においてクリアすべき課題があるほか、関係者が連携して課題解決に向けて取組む必要のある論点も想定される。
- 本報告書では、銀行業務におけるブロックチェーン技術の活用可能性と課題を考察するとともに、同技術が銀行業務・システムに変革をもたらす可能性も見据えつつ、官民連携した具体的な取組みを提言する。

メンバー

中山 知章	(株)三井住友銀行ITイノベーション推進部長	荻生 泰之	デロイトトーマツコンサルティング合同会社執行役員
柏木 英一	(株)三菱東京UFJ銀行デジタルイノベーション推進部長	松浦 幹太	東京大学生産技術研究所教授
阿部 展久	(株)みずほフィナンシャルグループインキュベーションPT長	岡田 仁志	国立情報学研究所准教授
梅原 弘充	(株)静岡銀行理事経営企画部長	片岡 義広	片岡総合法律事務所 所長弁護士
佐々木 勉	(株)北洋銀行チャネル開発部フィンテック推進室長	木下 信行	アフラックシニアアドバイザー
吉本 憲文	住信SBIネット銀行(株)FinTech事業企画部長	井上 俊剛	金融庁総務企画局信用制度参事官
増田 豊	全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)事務局長	小林 寿太郎	金融情報システムセンター企画部長
内田 浩示	(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)代表執行役社長	永沢 裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
赤羽 喜治	(株)NTTデータ金融事業推進部技術戦略推進部システム企画担当部長	【オブザーバー】	
貝塚 元彦	日本アイ・ビー・エム(株)コグニティブ・ソリューション事業ブロックチェーン部長	岩下 直行	日本銀行決済機構局審議役FinTechセンター長
加納 裕三	日本ブロックチェーン協会代表理事／(株)bitFlyer代表取締役	山藤 敦史	(株)日本取引所グループ総合企画部フィンテック・ラボ課長
杉井 靖典	ブロックチェーン推進協会副理事長／ カレンシーポート(株)代表取締役CEO	【事務局】	
沖田 貴史	FinTech協会／SBI Ripple Asia(株)代表取締役	一般社団法人全国銀行協会	

※ 平成28年12月1日現在・敬称略

参考4-1:「オープンAPIのあり方に関する検討会」の設置

平成28年10月21日公表

目的

- 金融機関とFinTech企業等との連携や金融サービスの高度化に向けたツールとして、銀行システムへの接続仕様を外部事業者等に公開する“オープンAPI”への注目が高まっている。わが国銀行界においても、現在、多数の銀行がオープンAPIの活用可能性について検討を開始している状況。
- 諸外国では、英国“Open Banking Standard”をはじめ、API仕様の標準化に関する検討、APIの活用を促進していく上での課題への対応(セキュリティ、利用者保護)、必要な法整備について、官民連携した取組みが進展。
- こうした動向を踏まえ、本検討会では、わが国の金融サービスの高度化、利用者利便性等の向上を実現するためのオープンAPI活用促進に向けた、官民連携のイニシアティブを取りまとめる。

メンバー

【メンバー】

増田 正治 (株)三井住友銀行執行役員システム統括部長
 亀田 浩樹 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員システム本部長兼システム企画部長
 加藤 昌彦 (株)みずほフィナンシャルグループIT・システムグループ専門役員
 梅原 弘充 (株)静岡銀行理事経営企画部長
 佐々木 勉 (株)北洋銀行チャネル開発部フィンテック推進室長
 吉本 憲文 住信SBIネット銀行(株)FinTech事業企画部長
 佐畑 大輔 (株)NTTデータ e-ビジネス営業統括部長
 羽川 茂雄 日本IBM(株)GBS事業本部銀行FM金融第一インダストリアルソリューション部長
 丸山 弘毅 FinTech協会代表理事/(株)インキュキュオン・グループ代表取締役
 Mark Makdad FinTech協会理事/マネーツリー(株)営業部長
 瀧 俊雄 一般社団法人金融革新同友会FINOVATORS/
 (株)マネーフォワード取締役兼Fintech研究所長

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
 森下 哲朗 上智大学法科大学院教授
 小出 篤 学習院大学法学部教授
 松尾 元信 金融庁総務企画局参事官
 小林 寿太郎 金融情報システムセンター企画部長
 永沢 裕美子 Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長

【オブザーバー】

岩下 直行 日本銀行決済機構局審議役FinTechセンター長
 鎌田 沢一郎 日本証券業協会政策本部参与
 中野 征治 日本クレジット協会/ユーシーカード(株)事業開発部長

【事務局】

一般社団法人全国銀行協会

※ 平成28年10月21日現在・敬称略

参考4-2:オープンAPIにおけるセキュリティ対策及び利用者保護の基本的な考え方(骨子)

I. 背景

II. 基本的な考え方

III. オープンAPIの主なリスク

1. セキュリティ上の脅威とリスク

- (1) API接続先への外部からの不正アクセスに起因して生じるリスク
- (2) 銀行への外部からの不正アクセスに起因して生じるリスク
- (3) 銀行、API接続先、利用者間の通信に起因して生じるリスク
- (4) 内部の役職員の不正により生じるリスク

2. API接続先のサービスに関連する利用者保護上のリスク

- (1) API接続先に起因するリスク
- (2) インターネットを利用した取引特有のリスク
- (3) 銀行又はAPI接続先のシステムに起因するリスク

IV. セキュリティ原則

- (1) API接続先の適格性
- (2) 外部からの不正アクセス対策
- (3) 内部からの不正アクセス対策
- (4) 不正アクセス発生時の対応
- (5) セキュリティ対策の継続的な改善・見直し、高度化

V. 利用者保護原則

- (1) API接続先の適格性
- (2) 説明・表示、同意取得
- (3) 不正アクセスの未然防止
- (4) 被害発生・拡大の未然防止
- (5) 利用者に対する責任・補償

VI. その他

※ 詳細については現在メンバーと最終調整中。

参考5-1:「全銀ネット有識者会議」の運営見直し ～全銀ネット有識者会議とは～

全銀ネット有識者会議は、全銀システムの稼動時間拡大への検討・対応など、全銀ネットを取り巻く環境が大きく変化しているとの問題意識のもと、時宜を得たテーマを選定し、当該テーマに造詣が深い有識者を招聘して意見交換を実施する会議体として設置(全銀ネット設立時に設置した資金清算制度アドバイザー会議を平成26年度に改組したもの)。

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> 銀行振込や決済システムに対する一般消費者および企業ニーズを吸収、組織運営に活用 テーマを柔軟に選定、時宜を得た検討を行う
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> 有識者(テーマに応じて都度選定) 全銀ネット委員長行、都市銀行、地方銀行 ・・・銀行役員クラス(専務・常務級) 理事長、業務執行理事、事務局長ほか <p>運営として全銀ネット委員会委員、監事をオブザーバー、検討部会委員を傍聴者として許容(会議内容は非公開)</p>
開催頻度	年1回

(ご参考)全銀ネット有識者会議の設立経緯

平成22年4月	<ul style="list-style-type: none"> 資金決済法施行、全銀ネット設立 資金清算制度アドバイザー会議¹を設置 全銀ネットの業務を開始
10月	(以降、外部有識者会議として、資金清算制度アドバイザー会議は毎年1・2回開催)
平成26年7月	<ul style="list-style-type: none"> 資金清算制度アドバイザー会議を全銀ネット有識者会議に改組 <p>(平成26年度・平成27年度は各1回開催)</p>
平成28年7月	金融審議会の提言を受け、機能を拡充

¹ 全銀ネットでの調査内容に係る意見交換や有識者からの個別プレゼンを通じ、組織運営に活用(設立以来、外部有識者は変更せず)。金融審議会等における資金決済法制定に係る議論(利用者ニーズに対応可能なガバナンス体制の構築)を踏まえて設置したもの。設置にかかる主な参考資料は以下2点。

- ・決済に関する研究会「決済に関する論点の中間的な整理について(座長メモ)」(平成19年12月)
- ・金融審議会金融分科会第二部会「資金決済に関する制度整備について」(平成21年1月)

参考5-2:「全銀ネット有識者会議」の運営見直し ～全銀ネット有識者会議の運営見直し～

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」(抜粋)

決済インフラのサービスに対するニーズの多様化、国際的な連携の必要性、対応の迅速性等の要請に応える、継続的な取組みを可能とするため、全銀ネットの体制を整備することが考えられる。決済インフラの基本的あり方について、銀行等による主体的な取組みの継続を可能とするため、以下の行動プランの着実な実行が期待される。

- 現在、利用者の声を直接聞く器として設置している「全銀ネット有識者会議」を改組等した上で、関係業界も含めて官民で議論を行うためのラウンドテーブルを全銀協に設置する。
- その他、必要に応じた体制の強化を行う。

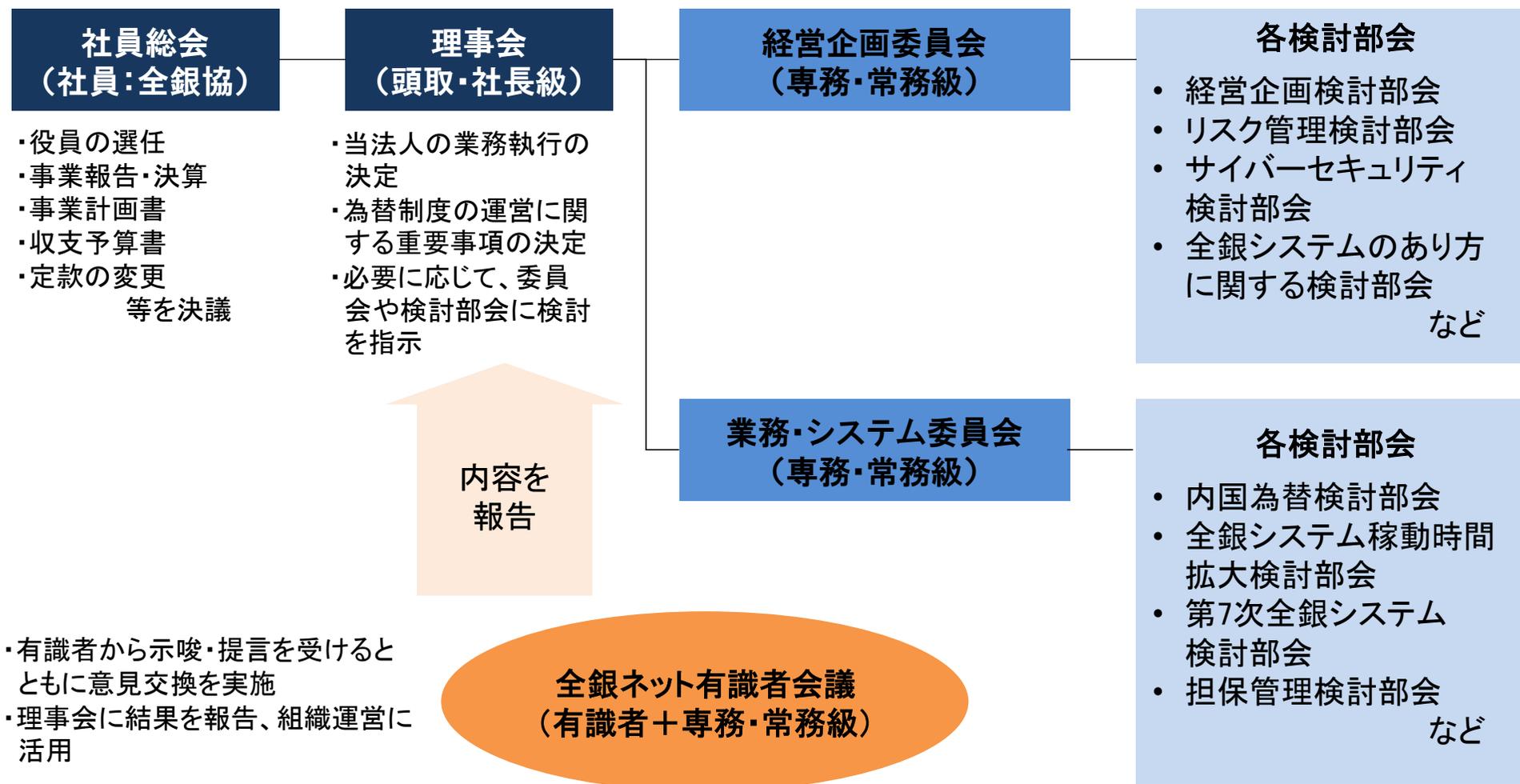
全銀ネットは、独立したガバナンスの中で主体的に利用者ニーズを吸収していく必要があり、利用者の声を直接聞く器として、より機能を発揮できるよう、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえ、有識者会議の運営方法を見直す。

また、認識した課題への取り組み内容に応じて、全銀ネットの体制強化を実施する。

- ✓ 有識者会議を活用した継続的な取組み(PDCAサイクル)の定着を図る。
- ✓ 「実効性のさらなる向上」をコンセプトとし、実務ベースで「機動的な対応を可能とする枠組みの構築・強化」を図る。

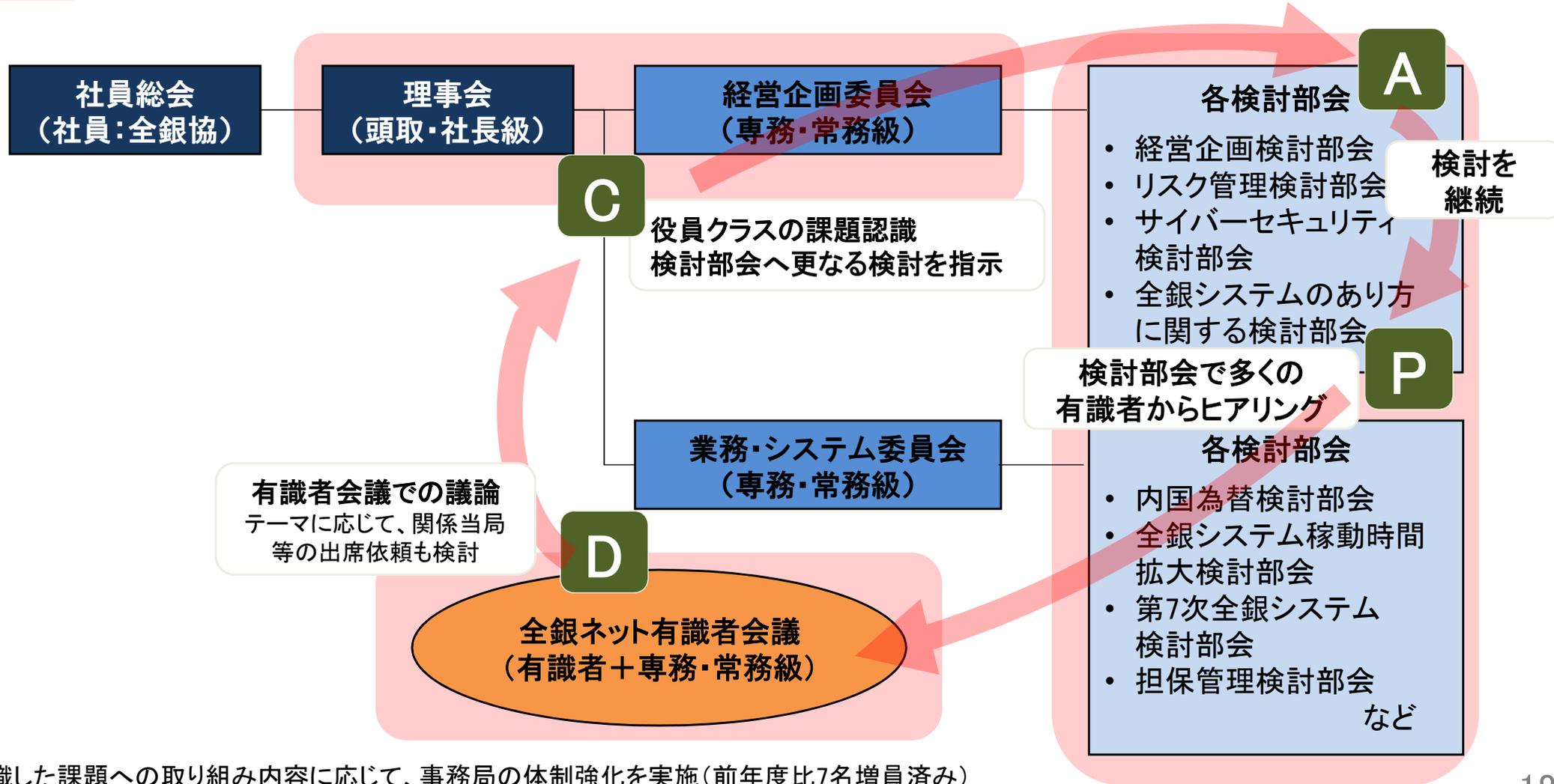
参考5-3:「全銀ネット有識者会議」の運営見直し ～全銀ネット有識者会議の従来のイメージ～

従前 これまでの全銀ネット有識者会議は単年度完結型であり、経営企画委員会や理事会に内容を報告して完了



参考5-4:「全銀ネット有識者会議」の運営見直し ～全銀ネット有識者会議の運営見直し後のイメージ～

変更後 継続的な取組みの定着と、実務ベースで「機動的な対応を可能とする枠組みの構築・強化」を図るよう運営を見直し



認識した課題への取り組み内容に応じて、事務局の体制強化を実施(前年度比7名増員済み)

参考6:「CMS高度化」に向けた取組み状況について

「CMS高度化に向けた取組み」は、個別行の業務戦略に密接に関係するため、一例として三井住友銀行における経営戦略上の位置づけを記載。

■ 決済ビジネス

決済ビジネス強化に向けた態勢整備

三井住友銀行は、国内外問わず法人のお客さまの多様な決済ニーズおよび付随するファイナンスニーズに対応するため、関係各部署が連携した一体的かつ機動的な商品・サービスの提供を行う、トランザクション・ビジネス本部を設置しています。

同本部は、決済関連サービスの提供ならびに施策を実行する、グローバル決済業務部、決済業務部、アセットファイナンス営業部、グローバル・アドバイザリー部、グローバルビジネス推進部、グローバルサービス推進部、グローバルサービス部、法人eビジネスセンター、決済企画部により構成されており、国内外の各部署専門スタッフが連携のうえ、付加価値の高い情報提供、システム商品・ソリューションの弛まぬ改善・拡充を通じて、お客さまのニーズに幅広く迅速に対応しています。

お客さまのニーズに対応した決済プロダクトの強化

三井住友銀行は、国内外におけるお客さまの決済、資金管理等のニーズに対応するため、決済プロダクトの強化に取り組んでいます。

日本国内では、お客さまの日常の資金管理をサポートするため、「パソコンバンクWeb21」や新しい決済手段である「でんさいネット」、外国為替、貿易等の業務をサポートする「Global e-Tradeサービス」、海外では、「SMAR&TS」等の法人向けEBの継続的な強化に取り組んでいます。¹

また、国内外において、付加価値の高い情報提供、企業グループの資金・財務管理をサポートするためのシステム提供、人民元建て取引をはじめとする諸通貨取引の整備や、専門スタッフの配置によるお客さまサポートの強化を進めています。

(三井住友銀行 ディスクロージャー誌より抜粋)

¹ 「CMS(キャッシュ マネジメント サービス)」の定義は、金融機関により異なり、Electronic Bankingを含む場合も多い



一般社団法人

全国銀行協会